

前田の ちょっと経営を考えよう 第 234 回

明けましておめでとうございます。

今年うさぎ年、皆様の事業が飛躍されることを期待します。

さて、今年 1 年はどんな年になるでしょうか。

まず、アメリカの経済は なんとか建て直し中です、期待は大きいものがありますが

(イ) 人口増加率が減っています、気になります

(ロ) 金融緩和の影響によるドル安(円高)が気になります

中国の経済は 成長率 7% 目標とのことです

今少し金融引き締め中です、この影響が気になりますが基本的には成長力は高いものがあるでしょう

それよりも政治とのからみによる輸出減少等が気になります

したがって日本の経済は 大企業は過去の低成長、投資抑制の反動で今年は投資が増加する

また、内需も拡大する傾向にあります、しかし心配は

(イ) 円高

(ロ) 管内閣の無政策

(ハ) 中小企業対策の無政策です

しかしやはり中小企業も今年は少しは良くなると思われ
 ます。

・ 特に今年は過去にしっかり種まきをした企業、工夫・努力をした企業はかなりいいことがあるような気がします

・ でも一方...

さあ希望を持ってがんばってください

前田の《今人生を語る》第 139 回

めざめよ日本人⁶²

日本人に一番欠落していることは

アイデンティティーのなさ

よって立つもののなさ(宗教も、道徳も)ですね

したがって、すべてについてふらふらしています

今年こそ、会社も、個人も

理念、方針、信念を作っていきたいものです

これが、これからの日本を救います

先日発表された税制改正大綱のうち、今回は資産課税についての概要をお知らせいたします。

(相続税)

現行「5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数」である基礎控除を「3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数」へ引き下げる。

最高税率を 55% に引き上げるなど税率構造を見直す。

現行「500 万円 × 法定相続人数」である死亡保険金に係る非課税枠を「500 万円 × 次のいずれかに該当する法定相続人数」とする。

未成年者

障害者

相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者

相続税額に係る未成年者控除(現行 6 万円 × 20 歳に達するまでの年数)及び障害者控除(現行 6 万円 × 85 歳に達するまでの年数)について、1 年当たりの控除額を 10 万円に引き上げる。

(贈与税)

暦年課税について、直系卑属(20 歳以上)を受贈者とする場合の贈与税の税率構造を緩和する。

相続時精算課税制度について、受贈者に 20 歳以上の孫を追加するとともに、贈与者の年齢要件を「65 歳以上」から「60 歳以上」に引き下げる。

平成 23 年 1 月 1 日以後に支払う給与の源泉所得税について(扶養人数に注意)

下記のように扶養控除の見直しが行われました。(平成 22 年度税制改正にて)

1. 年少扶養親族に対する扶養控除の廃止

年齢 16 歳未満の扶養親族に対する扶養控除 38 万円が廃止になります。

2. 年齢 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の扶養控除の上乗せ部分(25 万円)が廃止されます。また、これに伴い特定扶養親族の範囲が 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族になります。

これにより年少扶養親族の人数については扶養親族等の数に加えないこととなります。

例えば、一般的な家庭で控除対象配偶者 1 人、無収入の小学生 2 人という家族構成の場合、平成 22 年は扶養親族等の数は 3 人で計算していましたが、平成 23 年からは小学生 2 人が対象外となることから扶養親族等の数は 1 人ということになります。

該当者は毎月の給与から控除される所得税が増額となります。

詳細は平成 22 年分年末調整のしかた(P60~)を参照してください。

前田会計を、本年もよろしくお願ひします。
 新しい顧問先もご紹介ください。